

見 積 公 告

次のとおり、見積競争に付します。

令和4年3月2日

全国健康保険協会岐阜支部

支部長 名知 清仁

1 調達内容

(1) 調達件名

「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」等の印刷・封入封緘・発送業務

(2) 業務委託の内容

仕様書による

(3) 業務委託期間

令和4年4月1日～令和4年6月30日

(4) 納品場所

全国健康保険協会岐阜支部の指定する場所

(5) 見積競争方法

見積書を提出期限内に提出し、総価の最低価格をもって見積合わせによる競争に付する。なお契約にあたっては、見積書に記載された金額をもって契約金額とするので見積書提出者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜額を見積書に記載すること。また、見積書には仕様書にある業務に要する一切の諸経費を含めること。

2 参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第30条及び第31条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和01、02、03年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「役務の提供等」のいずれかの等級に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 本委託業務に必要な作業場所については、作業管理が可能な地域（富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府）に限る。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (5) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (6) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (8) プライバシーマーク、ISO/IEC27001、JISQ27001のうちいずれかの認証を取得していること。
- (9) 全国健康保険協会の予算は、厚生労働大臣の認可を受けることとされているため、認可が受けられないときは、履行期限の変更または契約不成立があり得ることを了承するものであること。

3 見積書の提出場所等

(1) 提出場所、仕様書の交付場所及び問い合わせ先

〒500-8667 岐阜県岐阜市橋本町2-8 濃飛ニッセイビル14階

全国健康保険協会岐阜支部

企画総務グループ 電話番号 058-255-5155

(担当) 企画総務グループ 西岡

(2) 提出期限

令和4年3月17日(木) 15時00分

持参または、郵送とする。

郵送の場合は、封筒に『「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」等の印刷・封入封緘・発送業務に係る見積書在中』と朱書きし、見積書を封入した封筒の糊付部に代表者等の印で割印を押印したものを、郵送(提出期限必着)とする。

(3) 同封する書類

①上記2(2)の写し

②上記2(8)の写し

4 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金：免除

(3) 契約書の作成の要否：要

(4) 決定者には、令和4年3月18日(金)17時までに、電話又はFAXにて連絡することとする。

(5) 見積金額は、納品までにかかる一切の費用を見込むこと。

(6) 提出後の見積書の差替え、変更又は取消しをすることはできない。

(7) 見積結果は当協会掲示板に掲示する。(決定業者のみ別途連絡する。)

(8) 競争参加資格確認書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(9) 見積書の無効

競争参加資格確認書類により当該案件を確実に履行できると認められないと判定された者が提出した見積書は無効とする。

【参考】

全国健康保険協会会計細則（一部抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第30条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる者

（競争に参加させないことができる者）

第31条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があつた後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - (7) 前各号のいずれかに該当する事実があつたことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。
- 3 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。